

正誤表

下記の通り、誤記がありましたので訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
3－2 社会的状況 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により 指定された地域その他の対象及び当該 対象に係る規制の内容その他の状況 1. 公害防止関係法令等 (5) 騒音 ② 騒音に係る規制基準等 イ. 自動車騒音の要請限度 表 3-2. 31(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音 の要請限度 (P. 3-134)	※区域の区分 八街市 a 区域：第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、第一種 中高層住居専用地域、第二種中 高層住居専用地域 b 区域：第一種住居地域、第二種 住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	※区域の区分 八街市 a 区域：第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、第一種 中高層住居専用地域、第二種中 高層住居専用地域 b 区域：第一種住居地域、第二種 住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、 <u>工業専用 地域</u>
3－2 社会的状況 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により 指定された地域その他の対象及び当該 対象に係る規制の内容その他の状況 1. 公害防止関係法令等 (6) 振動 ② 道路交通振動の要請限度 表 3-2. 34 振動規制法に基づく道路交通振動 の要請限度 (P. 3-136)	※区域の区分 八街市 第一種区域：第一種低層住居専用 地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一 種住居地域、第二種住居地域、準 住居地域 第二種区域：近隣商業地域、商業 地域、準工業地域、工業地	※区域の区分 八街市 第一種区域：第一種低層住居専用 地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一 種住居地域、第二種住居地域、準 住居地域 第二種区域：近隣商業地域、商業 地域、準工業地域、 <u>工業地域</u>
3－2 社会的状況 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により 指定された地域その他の対象及び当該 対象に係る規制の内容その他の状況 1. 公害防止関係法令等 (6) 振動 ③ 建設作業振動に係る規制基準 表 3-2. 35 振動規制法及び千葉市環境保全条 例に基づく特定建設作業に係る規制基準 (P. 3-136)	※区域の区分 第二号区域：一号区域以外の工業 区域	※区域の区分 第二号区域：一号区域以外の工業 <u>地域</u>